

高血圧症、高脂血症、糖尿病の

『生活習慣病』で通院中の患者さまへ

* 診療報酬改定に伴う特定疾患療養管理料から生活習慣病管理料への移行についてのお知らせ *

いつも、当さくら会病院をご利用いただき誠にありがとうございます。

年々増加する生活習慣病対策の一環として、厚生労働省は2024年6月1日に施行される診療報酬改定に際し、これまで算定してきた『特定疾患療養管理料』の対象疾患を見直すこととしました。このことにより「高血圧症、高脂血症、糖尿病」のいずれかで通院中の患者さまにおかれましては、2024年6月1日から新たに『生活習慣病管理料』を算定させていただきます。対象の疾患で通院中の患者さまに応じた療養計画を策定することで、より専門的かつ総合的な治療管理を実施させていただきます。

ご受診の際には目標設定、血圧・体重・食事や運動に関する具体的な指導内容を記載した『療養計画書』をお渡しいたしますが、この『療養計画書』の初回作成時および内容変更時には患者さまのご署名が必要となりますので、ご協力をいただきますよう何卒よろしくお願いいたします。

また、患者さまの自己負担額が下記の通り変更となります。

【 1割負担の方：130円 2割負担の方：250円 3割負担の方：370円 の負担増額となります 】

2024年 5月まで	再診料	73点
	外来管理加算	52点
	特定疾患療養管理料	87点
	処方箋料	
	特定疾患処方管理加算	140点
	一般名処方管理加算	
	合計点数	352点
	自己負担額(3割)	1,060円

2024年 6月以降	再診料	73点
	—	—
	生活習慣病管理料Ⅱ	333点
	処方箋料	
	—	70点
	一般名処方管理加算	
	合計点数	476点
	自己負担額(3割)	1,430円

★ 対象の患者さまへは、2024年6月1日以降『療養計画書』へご署名についてご案内させていただきます。ご理解・ご協力のほどお願いいたします。

生活習慣病に係る疾患管理のイメージ図 (厚生労働省資料より抜粋)

